

## 事後評価調書

I 事業概要					
事業名	治山事業（水源地域整備事業）				
地区名	きたしたらくん きたらちよう つぐ 北設楽郡 設楽町 津具 地区				
事業箇所	きたしたらくんきたらちようつぐ 北設楽郡設楽町津具 地内				
事業のあらまし	<p>本地区は、北設楽郡設楽町の北東部に位置し、長野県の県境に接している。</p> <p>本地区北部を流れる箱淵川は、津具地区全戸の給水をまかなう津具簡易水道の水源となっているほか、矢作川水系根羽川と天竜川水系大入川との分水嶺に位置する当地区から流下する水は、矢作ダムや新豊根ダムに通じており、重要な水源地域となっている。</p> <p>しかし、台風等の降雨により山腹斜面の崩壊や溪流内への不安定土砂礫の堆積が進んでおり、土砂災害への懸念が高まっている。また、対象地内には過密化した森林が多く、下層植生が衰退し水源かん養機能が低下した荒廃森林が多い。</p> <p>このため、治山ダム工等の治山施設の整備や森林整備の実施により、森林の有する公益的機能である土砂災害防止機能や水源かん養機能の向上を図った。</p>				
事業目標	<p><b>【達成（主要）目標】</b></p> <p>森林の有する土砂災害防止機能と水源かん養機能の向上</p> <p>1) 溪流の侵食防止と不安定土砂礫の安定を図る。</p> <p>2) 山腹崩壊地の拡大防止と植生の回復を図る。</p> <p>3) 森林の有する水源かん養機能の向上を図る。</p> <p><b>【副次目標】</b></p> <p>—</p>				
事業費	事業費		内訳		
	4.3 億円	■工事費 4.0 億円、口用補費 億円、■その他 0.3 億円			
事業期間	採択年度	2010 年度	着工年度	2011 年度	完成年度 2016 年度
事業内容	治山ダム工等 24 個、護岸工 1 個、本数調整伐 121.40 h a				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p><b>【達成状況】</b></p> <p>1) 治山ダム工等を整備したことで、溪流の安定が図られ、下流への土砂流出を防止することができた。</p> <p>2) 護岸工を設置したことで、溪岸の横侵食を防止し、拡大崩壊を抑制し植生を回復することができた。</p> <p>3) 荒廃森林に対して本数調整伐（間伐）を実施したことで、森林の持つ水源かん養機能の向上を図ることができた。</p> <p><b>【達成状況に対する評価】</b></p> <p>当該地区の整備により、森林の有する土砂災害防止機能と水源かん養機能を向上させることができたため、事業目標を達成した。</p>			
	2) 副次目標の達成状況	<p><b>【達成状況】</b></p> <p>—</p> <p><b>【達成状況に対する評価】</b></p> <p>—</p>			

②事業効果の 発現状況	<b>【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】</b>				
		事前評価時 (2010)	実績 (2016)	備考	
	事業期間		2011～2015	2011～2016	
	事業費 (億円)	工事費	5.5	4.0	△1.5
		用地補償費	—	—	
		その他	0.3	0.3	
		合計	5.8	4.3	△1.5
	効果の 算定要因	治山ダム工等による 保全面積 (ha)	54.40	39.38	△15.02
		護岸工による 保全面積 (ha)	0.12	0.12	—
		森林整備による 保全面積 (ha)	117.00	121.40	+4.40
<b>【事業期間に対する評価】</b> 事業期間を1年間延長したが、概ね計画どおり完了することができた。					
<b>【事業費に対する評価】</b> 治山ダム工等の施設整備による整備予定箇所の一部を、森林整備に計画を見直したことにより、事業費を1.5億円縮減することができた。					
<b>【効果の算定要因に対する評価】</b> 一部、施設整備から森林整備への計画見直しを行っているものの、事業全体として荒廃森林の整備及び荒廃森林の周辺環境が保全され、水源かん養機能や土砂流出防止機能を発揮していることから、概ね計画どおりの効果が表れている。					
③事業実施による環境の変化	事業実施箇所について、事業完了後に定期的な治山施設の安全点検調査を行った結果、治山施設の機能が十分に発揮されており、完了後に山地災害が発生していない。また、本数調整伐を実施した箇所ではコアジサイ等の低木類が繁茂し、林内の環境は改善されている。				
<b>Ⅲ 対応方針（案）</b>					
今後の事後評価の必要性	事業目標を達成しており、事業効果についても事業全体として概ね計画どおり発現している。このため、今後の事業評価は不要であると判断する。				
改善措置の必要性	事業目標が達成されており、新たな課題も生じていないため改善措置は不要である。				
同種事業に反映すべき事項	治山事業は地元住民の要望に基づき実施しているものの、事業採択時点では工種や規模、仮設計画などの詳細設計が固まっておらず、後に地権者の了承が得られないことが生じ得る。本件のように、施設整備から森林整備への転換も一つの選択肢となり得るが、航空レーザ計測・解析が進む現在では、事業計画段階においても、より精度の高い構造物検討が可能となりつつある。 今後の同種事業では、新しい技術も活用しつつ計画の早い段階からより具体的な事業計画を示すことで、地権者等との一層の合意形成を図り、円滑に事業を進めることが重要である。				
<b>Ⅳ 事業評価監視委員会の意見</b>					
北設楽郡設楽町津具地区の対応方針（案）[改善措置等必要なし]を了承する。					
<b>Ⅴ 対応方針</b>					
改善措置等必要なし					